

中国四国整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成25年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村	契約面積 (ha)	選定基準 ^{※1}	重点化基準 ^{※2}	B/C ^{※3}	備考(重点化基準の具体的内容)
1	鳥取県八頭郡八頭町	21	ア	①②	2.71	(①千代川流域②郡家第2簡易水道)
2	鳥取県岩美郡岩美町	31	ウ	①②	2.87	(①千代川流域②小田地区簡易水道)
3	鳥取県倉吉市	10	ア	①②	2.70	(①天神川流域②清水飲料水供給施設)
4	鳥取県米子市	8	ア	①	2.68	(日野川流域)
5	鳥取県東伯郡北栄町	19	ア	①②	2.70	(①日野川流域②北栄町上水道)
6	島根県浜田市	5	ア	①②	2.72	(①江の川流域②八戸ダム)
7	島根県鹿足郡津和野町	23	ウ	①	2.92	(高津川流域)
8	島根県邑智郡美郷町	13	ウ	①	2.59	(江の川流域)
9	島根県浜田市旭町	26	ウ	①	2.72	(江の川流域)
10	島根県邑智郡美郷町	7	ア	①	2.50	(江の川流域)
11	島根県大田市	32	ウ	②	3.15	(多岐簡易水道)
12	島根県出雲市	25	ア	②	2.47	(多岐簡易水道)
13	島根県邑智郡美郷町	10	イ	①	2.49	(江の川流域)
14	島根県邑智郡美郷町	10	ア	①	2.49	(江の川流域)
15	島根県益田市	10	ア	①②	2.74	(①高津川流域②笹倉簡易水道)
16	島根県安来市	15	ウ	②	2.92	(富田水源地)
17	島根県雲南市	12	ウ	①②	3.04	(①斐伊川流域②大東町上水道事業)
18	島根県飯石郡飯南町	19	ア	①②	2.93	(①江の川流域②来島ダム)
19	島根県仁多郡奥出雲町	24	ウ	①	2.50	(斐伊川流域)
20	島根県邑智郡邑南町	33	ア	①	2.99	(江の川流域)
21	島根県邑智郡邑南町	50	ア	①	2.99	(江の川流域)
22	島根県浜田市	11	ア	①②	2.72	(①江の川流域②今福三又簡易水道)
23	島根県安来市	25	ウ	②	2.49	(県営布部ダム・西谷簡易水道)
24	島根県益田市	14	ウ	②	2.46	(御部ダム)
25	岡山県苫田郡鏡野町	10	ア	①②	2.45	(①吉井川流域②苫田ダム)
26	岡山県赤磐市	28	ウ	①②	1.91	(①吉井川流域②滝山ダム)
27	岡山県高梁市	8	ウ	①②	2.04	(①高梁川流域②坂本簡易水道)
28	広島県庄原市	9	ウ	①	2.48	(江の川流域)
29	広島県庄原市	13	ア	①②	2.48	(①江の川流域②三次ダム)
30	広島県三次市	8	ウ	①	2.02	(江の川流域)
31	広島県山県郡北広島町	5	ア	①②	2.29	(①太田川流域②琴庄簡易水道)
32	広島県三次市	14	ア	①②	2.02	(①江の川流域②灰塚ダム)
33	広島県庄原市	5	イ	①	2.35	(高梁川流域)
34	広島県神石郡神石高原町	5	ウ	①	1.89	(高梁川流域)
35	広島県山県郡北広島町	10	ア	①②	2.43	(①太田川流域②王泊ダム)
36	広島県福山市	8	ア	①②	2.83	(①芦田川流域②千田浄水場)
37	広島県山県郡北広島町	10	ア	①②	2.43	(①太田川②土師ダム・八千代簡易水道)
38	広島県庄原市	20	ア	①	2.35	(高梁川流域)
39	広島県三原市	32	ア	②	1.94	(椋梨ダム)
40	広島県三原市	14	ウ	②	2.17	(御調ダム)
41	広島県庄原市	12	ウ	①②	2.35	(①江の川流域②成羽川ダム・東城浄水場)
42	広島県山県郡北広島町	15	ウ	①②	2.43	(①太田川流域②温井ダム)
43	広島県東広島市	17	ウ	②	2.43	(二級ダム・三永水源地)
44	広島県庄原市	37	ア	①②	2.48	(①江の川流域②三次ダム)
45	広島県庄原市	10	イ	①②	2.34	(①江の川流域②高暮ダム・下門田簡易水道)
46	広島県庄原市	13	ウ	①②	2.48	(①江の川流域②高暮ダム・新市簡易水道・下門田簡易水道)
47	広島県庄原市	5	ア	①	2.49	(江の川流域)
48	山口県周南市	5	イ	①②	2.66	(①錦川流域②島地川ダム)
49	山口県周南市	15	ア	①②	2.66	(①錦川流域②向道ダム・鹿野簡易水道)
50	山口県萩市	8	ウ	②	2.35	(須佐簡易水道)
51	山口県岩国市	25	ウ	①	2.74	(錦川流域)
52	山口県周南市	7	イ	①	2.66	(錦川流域)
53	山口県周南市	7	イ	①②	2.66	(①錦川流域②向道ダム)
54	徳島県海部郡海陽町	9	ア	②	3.80	(檜の瀬桑原簡易水道・海陽町上水道)
55	徳島県三好市	10	ア	①	2.25	(吉野川流域)
56	徳島県三好市	10	ア	①	2.25	(吉野川流域)
57	徳島県三好市	17	ア	①	2.25	(吉野川流域)
58	徳島県阿波市	10	イ	①	3.05	(吉野川流域)
59	徳島県三好市	70	ア	①②	3.23	(①吉野川流域②三縄ダム)
60	徳島県海部郡海陽町	5	ア	②	3.81	(檜の瀬桑原簡易水道)
61	徳島県海部郡海陽町	5	ア	②	3.81	(檜の瀬桑原簡易水道)
62	徳島県那賀郡那賀町	6	ア	①②	3.81	(①那賀川流域②小見野々ダム)
63	徳島県海部郡海陽町	8	ウ	②	3.82	(檜の瀬桑原簡易水道・海陽町上水道)
64	徳島県板野郡上板町	7	イ	①	3.05	(吉野川流域)
65	徳島県三好市	10	ア	①	2.25	(吉野川流域)
66	香川県木田郡三木町	8	イ	①②	2.34	(①香川地区流域②中山地区簡易水道)
67	香川県東かがわ市	5	イ	①②	2.34	(①香川地区流域②千足ダム)
68	愛媛県松山市	18	ア	①②	2.47	(①重信川流域②石手川ダム)
69	愛媛県北宇和郡鬼北町	10	ア	①②	2.79	(①四万十川～愛媛県境流域②大村飲料水供給施設)
70	愛媛県北宇和郡鬼北町	11	ア	①②	2.79	(①四万十川～愛媛県境流域②屋敷飲料水供給施設)

注1 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注2 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域

②：ダム等の上流など

注3 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≧1.00。

中国四国整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成25年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村	契約面積 (ha)	選定基準※注1	重点化基準※注2	B/C※注3	備考(重点化基準の具体的内容)
71	愛媛県北宇和郡鬼北町	21	ア	①②	2.79	(①四万十川～愛媛県境流域②屋敷飲料水供給施設)
72	高知県土佐清水市	23	ア	①	3.31	(四万十川～愛媛県境流域)
73	高知県高岡郡四万十町	11	ア	①	2.66	(四万十川流域)
74	高知県室戸市	21	ウ	①	4.44	(物部川～徳島県境流域)
75	高知県高岡郡四万十町	11	ウ	①	2.96	(四万十川流域)
76	高知県高岡郡中土佐町	12	ア	①	3.08	(四万十川流域)
77	高知県長岡郡大豊町	17	ア	①②	3.17	(①吉野川流域②池田ダム)
78	高知県四万十市	8	ウ	①	3.30	(四万十川～愛媛県境流域)
79	高知県宿毛市	11	イ	①②	2.96	(①四万十川～愛媛県境流域②坂本ダム)
80	高知県幡多郡黒潮町	17	ウ	②	3.07	(黒潮町上水道川口取水口)
81	高知県四万十市	12	イ	①	2.66	(四万十川～愛媛県境流域)
82	高知県四万十市	10	ウ	①	2.66	(四万十川～愛媛県境流域)
83	高知県高岡郡四万十町	8	ア	①	2.67	(四万十川流域)

注1 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注2 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域

②：ダム等の上流など

注3 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≧1.00。